

「おかやまイチ押し産品愛用」シンボルマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「おかやまイチ押し産品愛用の日」の取組に合わせて制定した「おかやまイチ押し産品愛用」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめシンボルマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、岡山県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 岡山県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 岡山県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) そのほか、知事が適当と認めたとき。

(使用用途)

第3条 シンボルマークは以下の用途に使用することができる。

- (1) 県産品の愛用を呼びかける目的で消費拡大促進資材（ポスター・パンフレット等）に使用するとき。
- (2) そのほか、知事が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 知事は、第2条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマークの使用を承認するものとする。

- (1) 岡山県及び岡山県産品のイメージを傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) 岡山県産品の愛用促進の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
 - (3) シンボルマークをこの使用取扱規程に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (6) そのほか、知事がシンボルマークの使用について不適當と認めたとき。
- 2 前項の承認は、シンボルマーク使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 シンボルマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 原則として、「岡山県マスコット ももっち・うらっち」の表記をデザインに合わせて適正に付すること。
- (5) 承認にかかる資材等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第7条 シンボルマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、シンボルマーク使用承認変更申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、シンボルマーク使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 知事は、シンボルマークの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該シンボルマークの使用承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

- 2 前項の承認の取消しは、シンボルマーク使用承認取消書（様式第4号）をもって行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、シンボルマークの取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月9日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

「おかやまイチ押し産品愛用」シンボルマーク使用承認申請書

平成 年 月 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太 殿

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

下記により、「おかやまイチ押し産品愛用」シンボルマークを使用したいので申請いたします。

記

1 使用対象物件

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4 使用数量

5 連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）

6 添付書類

企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

規程第4条(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

「おかやまイチ押し産品愛用」シンボルマーク使用（変更）承認書

平成 年 月 日

殿

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

平成 年 月 日付けで申請のありました、「おかやまイチ押し産品愛用」シンボルマークの使用につきまして、次のとおり承認します。

記

1 使用目的と範囲

2 承認対象物件及び承認番号

承認対象物件	承認番号

3 承認期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 使用上の遵守事項

- (1) 承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 原則として、「岡山県マスコット ももっち・うらっち」の表記をデザインに合わせて適正に付すること。
- (5) 承認にかかる資材等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

様式第3号（第7条第1項関係）

「おかやまいち押し産品愛用」シンボルマーク使用承認変更申請書

平成 年 月 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太 殿

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

承認番号第 号で承認を受けた、「おかやまいち押し産品愛用」シンボルマークの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

（変更内容）

規程第4条(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

様式第4号（第8条第2項関係）

「おかやまいち押し産品愛用」シンボルマーク使用承認取消書

平成 年 月 日

殿

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

平成 年 月 日付けで承認をした（承認番号第 号）「おかやまいち押し産品愛用」シンボルマークの使用につきましては、承認を取り消します。